

マイナンバーカードの有無	本人確認書類	添付又は提示									
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード） ※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の <u>写し</u> が必要です。										
マイナンバーカードをお持ちでない方	<p>①番号確認書類 及び ②身元確認書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">①</td> <td style="width: 45%; padding: 5px; vertical-align: top;">           番号確認書類            《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》         </td> <td style="width: 30%; padding: 5px; vertical-align: top;">           • 通知カード<sup>(注1)</sup>            • 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）などのうち、いずれか1つ         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">+</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">②</td> <td style="width: 45%; padding: 5px; vertical-align: top;">           身元確認書類            《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》         </td> <td style="width: 30%; padding: 5px; vertical-align: top;">           • 運転免許証            • 公的医療保険の資格確認書<sup>(注2)</sup>            • パスポート            • 身体障害者手帳            • 在留カードなどのうち、いずれか1つ         </td> </tr> </table>	①	番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	• 通知カード <sup>(注1)</sup> • 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）などのうち、いずれか1つ	+			②	身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	• 運転免許証 • 公的医療保険の資格確認書 <sup>(注2)</sup> • パスポート • 身体障害者手帳 • 在留カードなどのうち、いずれか1つ	本人確認書類の <u>写し</u> を、「本人確認書類（写）添付台紙」（国税庁ホームページ参照）などに貼って、申告書と一緒に提出する。 又は 本人確認書類を、提出の際に提示する。
①	番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	• 通知カード <sup>(注1)</sup> • 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）などのうち、いずれか1つ									
+											
②	身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	• 運転免許証 • 公的医療保険の資格確認書 <sup>(注2)</sup> • パスポート • 身体障害者手帳 • 在留カードなどのうち、いずれか1つ									

(注) 1 通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

2 公的医療保険の資格確認書の写しを添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分が復元できない程度にマスキング（塗り潰し）をしてください。

### 3 贈与税の納付

#### (1) 納付すべき期限（納期限）

**令和7年分の贈与税の納期限は、令和8年3月16日(月)です。**

なお、納める贈与税額は、それぞれの課税方式（暦年課税・相続時精算課税）に区分して計算した額の合計額となります。

(注) 納付が遅れた場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

なお、延滞税の割合は、次のとおりです。

割 合	
① 納期限の翌日から2か月を経過する日まで	年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
② 納期限の翌日から2か月を経過した日以後	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合

※ 延滞税特例基準割合

平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。）に、年1%の割合を加算した割合

#### (2) 納付手続

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページの「国税の納付手続」をご覧ください。



**※ 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納付通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。また、贈与税には、振替納税の制度はありません。**

#### イ キャッシュレス納付

国税の納付は、自宅やオフィスからスマホ・PCでいつでも納付ができ、現金不要で手間いらずの「キャッシュレス納付」が大変便利です。この機会に是非ご利用ください。

##### (イ) ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法です。

ダイレクト納付の利用には、初回のみ事前にオンライン(e-Tax)又は書面で「ダイレクト納付利用届出書」を提出する必要があります。

(注) 1 「ダイレクト納付利用届出書」を提出しただけでは、納付は完了していません。後日、ダイレクト納付が使用できるようになりましたら、e-Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付登録完了通知」が格納されますので、納付を行う場合は、メッセージが格納された後に、改めて納付手続を行っていただく必要があります。

2 「ダイレクト納付利用届出書」を提出してから、利用可能となるまで、オンライン(e-Tax)提出は1週間程度、書面提出は1か月程度かかります。

#### (口) インターネットバンキングやA T Mを利用した電子納税

インターネットバンキング口座やA T Mから納付する方法です。

#### (ハ) クレジットカード納付

専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法です。

(注)1 納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)。

2 納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

#### (ニ) スマホアプリ納付

e-Tax で申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「○○P a y」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法です。

(注)1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

2 事前にスマホ決済アプリの残高のチャージが必要です。

### □ 現金納付

#### (イ) QRコードによるコンビニエンスストアでの納付

国税庁ホームページから、ご自身で納付情報のQRコードを作成し、コンビニエンスストアにて現金で納付する方法です。

(注)1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手續です。

2 「QRコード」は、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

#### (ロ) 金融機関又は税務署の窓口での納付

金融機関又は所轄の税務署の窓口にて現金で納付する方法です。

(注)1 金融機関等での窓口納付を行う場合は、所轄の税務署管内の金融機関又は税務署に用意してある納付書を使用してください。

なお、金融機関の窓口には納付書を備え付けていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

2 納付書の記入方法は、納付書の裏面を参照してください。また、住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名など、必要事項の記入漏れがないよう、ご注意ください。

3 所轄の税務署の窓口で納付する場合、受付時間が税務署によって異なりますので、ご注意ください。

#### (3) 贈与税の延納制度

贈与税は、納期限までに金銭で一時に納付することが原則ですが、納期限までに金銭で納付することが困難な事由がある場合で、延納税額（利子税の額を含みます。）に相当する担保を提供するなど一定の要件を満たしているときには、延納制度がご利用できます。

なお、延納の詳しい内容については、国税庁ホームページに掲載している「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

※ 贈与を受けた人が贈与税を納められないような場合には、財産を贈与した人に、贈与した財産の価額に相当する金額を限度として、贈与税を連帯して納付していただくことになります。

### 4 贈与税の申告に誤りがある場合

#### (1) 誤って少なく申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、申告をしなかった財産や、評価の誤りなどがあったため、課税価格や税額が少なかったことなどに気付いたときは、原則として、前に提出した贈与税の申告書に記載した課税価格や税額等を修正する修正申告書を提出することができます。

なお、修正申告書の提出により納付することとなる税額には、加算税及び延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

#### (2) 誤って多く申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、上記(1)とは反対に計算や評価の誤りなどで課税価格や税額が多過ぎたことなどに気付いたときは、贈与税の申告書の提出期限から一定の期間に限り、誤っていた課税価格や税額等を正当な課税価格や税額等に直すために、更正の請求をすることができます。

詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。